

## 第2部

# 平成21年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

# 第1章

## 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

平成21年は、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）の制定10周年、女子差別撤廃条約採択（1979（昭和54）年12月18日）から30周年を迎える節目の年であった。国際的にも、我が国の女子差別撤廃条約の進捗状況について、女子差別撤廃委員会において審議が行われ、多くの勧告が含まれた最終見解が出された。また平成22年は第4回世界女性会議（北京会議）から15周年であることから、同年3月、第54回国連婦人の地位委員会が「北京+15」記念会合として開催された。さらに、新しい政権の下で、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応や新たな男女共同参画基本計画の策定に向けて、検討が進められた。

### 第1節 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

#### 1 男女共同参画会議の機能発揮

##### (1) 男女共同参画会議の活動

内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議は、内閣総理大臣、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項についての調査審議等を進めてきた。

平成21年11月26日に開催した第32回男女共同参画会議においては、同年8月に国連の女子差別撤廃委員会から出された最終見解を踏まえた対応について議論を行い、①民法改正、②女子差別撤廃条約選択議定書の締結、③女性の参画拡大のための暫定的特別措置、④女性に対する暴力の根絶・被害者支援の4項目について、重要課題として取り組み、今後関係閣僚間で検討を深め、適宜、男女共同参画会議に報告することとなった。

また、平成22年中に策定する第3次男女共同参画基本計画について議論を行うとともに、「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女につい

て」に関して、監視・影響調査専門調査会からの報告を踏まえ、男女共同参画会議として意見決定を行った。

平成22年2月18日に開催した第33回男女共同参画会議では、同年策定予定の第3次男女共同参画基本計画について、検討状況についての専門調査会からの説明や内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から策定に当たっての考え方の提示などがあり、これを受けて活発な議論が行われた。

続いて、民法改正や女子差別撤廃条約選択議定書の締結、女性の参画拡大のための積極的改善措置など、男女共同参画に関する重要課題について、検討状況の報告や意見交換を行った。また、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からは、国家公務員や国の審議会等における女性の登用についての各府省の積極的な取組を促すとともに、公共調達において男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を積極的に評価することについて、内閣府の取組を紹介し、関係省庁にも取組を依頼した。

##### (2) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、平成21年7月に「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査報告書」を公表した。

##### (3) 情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、国連婦人の地位委員会（CSW）、女子差別撤廃委員会（CEDAW）、女性に関するASEAN+3委員会（ACW+3）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東アジア男女共同参画担当大臣会合、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌、インターネット等を通じて、情報を提供している。

## イ ホームページによる情報の提供

内閣府では、インターネットホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

## ウ 広報・啓発活動

内閣府では、男女共同参画に関する総合情報誌「共同参画」を定期的に発行し、男女共同参画推進本部、地方公共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供した。また、海外に我が国の男女共同参画の現状を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

平成21年には、男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるに当たり、内閣府において、男女共同参画のシンボルマークを作成した。このシンボルマークには、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いを込めている。

## 2 総合的な推進体制の整備・強化等

### (1) 男女共同参画基本計画（第2次）に基づく施策の推進

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成17年12月27日に「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定した。「男女共同参画基本計画（第2次）」では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、32年までを見通した施策の基本的方向と22年度末までに実施する具体的施策の内容を示している（第2-1-1表）。

また、内閣府では、地方公共団体に対し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行っている。

### (2) 第3次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討

「男女共同参画基本計画（第2次）」については、平成22年度には計画全体の見直しを行うこととされている。男女共同参画会議は、21年3月26日に内閣

### 第2-1-1表 男女共同参画基本計画（第2次）の構成

#### 【計画の対象期間】

施策の基本的方向……平成32年（西暦2020年）までを見通した、長期的な施策の方向性  
具体的施策……平成22年（西暦2010年）度末までに実施する具体的な施策

#### 【計画の構成】

##### 第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
- 2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

##### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

##### 第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
- 2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化
- 3 女性のチャレンジ支援

総理大臣から新たな基本計画策定に向けた基本的な考え方について諮問を受けた。これを踏まえ、22年内の計画の策定に向け、検討を進めている。

### (3) 年次報告等の作成

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第12条に基づき、「平成21年版 男女共同参画白書」（「平成20年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成21年度男女共同参画社会の形成の促進施策」）を作成した。

### (4) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた。

### (5) 男女共同参画担当大臣

平成4年、女性問題を総合的に推進するために行行政各部が所管する事務の調整を行う婦人問題担当大臣が置かれ、内閣官房長官に兼務発令された。その後名称は「女性問題担当」、「男女共同参画担当」と変わるが、以後歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣官房長官が内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づく特命担当大臣と兼務していたが、17年10月以降、内閣官房長官以外の大臣が男女共同参画等を担当する大臣に任命され、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

### (6) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長、他のすべての閣僚を本部員として、内閣に設置されている。本部には、男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っており、また、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同

参画担当官会議が置かれている。

### (7) 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関する取組の推進

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取組を推進するため、関係機関の連携強化、従事者の知識・技能の向上及び活動の活性化等を行っている。

内閣府では、国及び地方公共団体に寄せられた男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、監視・影響調査専門調査会に報告した。また、苦情解決に当たっての視点・方法論、苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を改定し、関係機関等に配布するほか、地方公共団体における苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人権擁護委員を対象とする研修を実施した。さらに、都道府県・政令指定都市が設置する男女共同参画センター等の管理者等との男女共同参画に関する施策についての情報交換会を開催した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員（平成15年9月全国で123名を指名し、21年度には189名に増員）が、男女共同参画の認識を高めるための研修会等への参加や男女共同参画に係る自主研修会の企画に参画したほか、総合的な施設において行政相談所を開設し、男女共同参画社会に関する施策についての苦情等を受け付けている。

法務省では、人権擁護委員に対し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施した。

## 第2節

国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

### (1) 都道府県・政令指定都市における男女共同参画に関する行政の推進状況

全都道府県・政令指定都市に男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ、地方公共団体においても地域の特徴を活か

した男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

## (2) 地方公共団体に対する支援の強化

内閣府では、平成14年度から、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施している。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」(平成21年度は群馬県、岐阜県、広島県)を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として「男女共同参画宣言都市奨励事業」(21年は茨城県守谷市、静岡県富士市、愛知県江南市、島根県江津市、広島県安芸高田市、熊本県八代市、沖縄県宜野湾市)を引き続き実施するとともに、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施した地方公共団体の首長等による「全国男女共同参画宣言都市サミット」(21年度は宮崎県延岡市)を開催した。

さらに、内閣府では、女性の視点で地域社会をより良いものにしていこう等のメッセージを広く発信する目的で、全国で活躍する地方公共団体の29名(開催時)の女性首長のうち、22名の参加を得て、平成21年12月19日、「女性首長大集合！」を開催した。同会議では各首長から、男女共同参画、子育て支援などの取組について紹介があり、最後に、参加首長一同と福島内閣府特命担当大臣による、「女性の活躍で、社会を変えよう！」、「意思決定の場にもっと女性を！」、男女共同参画や子育て支援の取組を「地域から加速しよう！」との宣言をまとめた。

## (3) NPO、NGOとの連携の強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策や国際的な動き等についての情報提供を行っている。

## (4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、「『男女共同参画週間』について」(平

成12年12月男女共同参画推進本部決定)に基づき、平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この期間内において、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催や「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞(後述参照)」を始めとした広報・啓発活動を行っている。なお、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」は、男女共同参画社会づくりに向けた取組の一層の促進を図るため、20年度より、内閣官房長官表彰から格上げされたものである。

また、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、「男女共同参画ヤングリーダー会議」を実施している。

## 第3節 女性のチャレンジ支援

### (1) 女性のチャレンジ・再チャレンジ支援策の推進

女性のチャレンジ・再チャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を推進するため、内閣府では、支援情報ポータルサイト「チャレンジ・サイト」を通じて国による支援関係施策やロールモデル情報をインターネット上に総合的に提供している。

また、起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための気運を高めることを目的として、女性のチャレンジ賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)を実施している。

### (2) 女性若年層に対する取組の推進

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供を行っている。

## 第2章

# 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 第1節

## 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 1 女性国家公務員の採用・登用等の促進

#### (1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成17年に改定）に基づき、平成22年度（2010年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、具体的な取組を進めている。

また、平成16年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に係る取組の大枠を定めるとともに、各省庁人事担当課長会議で、22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めることを目標とすること等を申し合わせている。本目標は「男女共同参画基本計画（第2次）」にも盛り込まれており、各府省は目標達成に向けて取組を進めている。

さらに、平成20年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性の参画加速プログラム」において、公務員は、活躍が期待されながら女性の参画が少ない3つの重点分野の1つとされ、国家公務員については、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を22年度末までに5%程度とする目標等が設定された。これらに基づき、各府省においては、「女性職員の採用・登用拡大計画」等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定する等きめ細かく具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行うことに加え、柔軟な勤務体制の推

進や働き方の見直し、職務経験を通じた積極的なキャリア形成の支援等の取組を進めている。

人事院では、公務に優秀な女性を確保するという観点から、女子学生セミナーを全国12都市延べ13回実施し、募集パンフレットの作成、動画を利用したHPによる情報提供等女子学生に対する人材確保活動を積極的に行うとともに、各府省の人事担当課長からなる「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を平成22年2月23日に開催し、採用・登用拡大のための具体的取組事例等について、情報提供及び意見交換を行うなど、啓発に努めている。

総務省は、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を受けた各省庁人事担当課長会議申合せ等に基づき、人事院と共同で、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを実施し、その結果を平成21年8月に公表した。21年度の国家公務員I種試験等の事務系区分については、採用者に占める女性の割合は30.6%となり、前年度から6.4ポイント増加し、初めて「男女共同参画基本計画（第2次）」に目標として掲げる水準に達した。

#### (2) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援

人事院及び政府は、育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援することが必要であるとして、これまで育児短時間勤務制を導入するなど、職場環境の整備に努めている。

また、我が国が直面している急速な少子化に対応するためには、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっていることから、平成21年8月に人事院は、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業等を行うことができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業を行うことができる

ようにすることが適当と判断し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を行うよう、国会と内閣に意見の申出を行った。

政府は、人事院の意見の申出を踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を国会に提出した。同法案は平成21年11月に成立し、22年6月30日から施行されることとなった。

さらに、同法律の改正を踏まえて、平成22年3月に「育児・介護を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」を改正するとともに、両立支援制度の周知を図るためのリーフレットを作成し、各府省に配布した。また、人事院では22年2月に各府省の両立支援の取組を促進するため、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」を開催した。

また、平成21年8月の人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務の縮減は、政府全体として喫緊に取り組む必要のある課題であり、各府省において、幹部職員を始め組織全体として真しに取り組むことが強く求められること、計画的な在庁時間の削減の取組を推進する必要があることについて言及した。

経済産業省では、仕事と育児や介護等家庭生活との両立を始め、多様な働き方を実現しながら職員が活躍できる環境整備の一環として、ロールモデルとなる女性職員の経験談やメッセージなどを紹介するパンフレット「METI流 WOMAN STYLE」を作成し、職員への周知・理解促進に努めている。

## 2 国の審議会等委員への女性の参画の促進

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月に、男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員について、政府全体として、女性委員の割合が22年度末までに少なくとも33.3%、32年までに、男女のいずれかが10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるという目標が設定されている。また、専門委員等についても、22年度末までに20%、32年までのできるだけ早い時期に、30%となるように努めることとされている。

平成21年9月末現在、女性委員の割合は33.2%となり、前年と比べて0.8ポイント、女性の専門委員等の割合については、16.5%となり、前年と比べて1.4ポイント増加した。審議会等の女性委員の割合が順

調に上昇している一方、専門委員等については、目標に比べまだ低い状況にある。

内閣府では、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用するとともに、当該データベースの既登録内容の更新・新規登録情報の開拓、適切なセキュリティ対策に努め、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう、利便性の向上を目指し、改善に取り組んでいる。

## 第2節 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

### 1 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援、要請等

内閣府では、「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）を踏まえた女性職員の登用促進に向けた取組を更に推進するよう情報提供を行うため、「地方公務員における女性の採用・登用等に関する事例調査」を行い、平成21年7月に公表した。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

平成21年には、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、配偶者が育児休業をしている地方公務員についても、育児休業等の承認の請求をすることができること、また、子の出生の日から一定の期間内に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業をすることができることなど、男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境の整備に係る法整備が行われた。また、職業生活と家庭生活の調和の観点から、ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進についての積極的な取組、育児休業制度等の活用の推進等、男女双方が働きやすい勤務環境の整備に向けた取組を行うよう助言を行った。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受

験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っている。また、消防団への女性の入団促進を図るため、女性消防団員を採用していない市町村に対して積極的な入団に向けた取組を求めるとともに、女性職員の多い事業所等を通じて入団促進の働きかけを積極的に実施するよう要請を行っている。

警察では、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

## 2 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府では、地方公共団体に対して、有識者等の人材に関する情報提供を行っている。

### 第3節

#### 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

総合科学技術会議では、独立行政法人・国立大学法人等における女性研究者の活躍を促進する制度・取組などを把握し公表した。

厚生労働省では、事業主がポジティブ・アクションの取組状況を開示する場合の国の援助として、「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介している。また、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図っている。

### 第4節

#### 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

## 1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

内閣府では、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。

また、「諸外国における専門職への女性の参画に関する調査」、「メディアにおける女性の参画に関する調査」を実施した。

## 2 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」(<http://winet.nwec.jp/>)において、事業企画や施策の実施の参考となる人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」を公開し、その充実に努めている。また、女性が様々な新しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していくために有用な事例（ロールモデル）や学習支援情報を提供している。

## 3 政策・方針決定過程の透明性の確保

総務省では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の的確な運用に努めている。各府省及び総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月改定）の枠組みの下で、政策評価に取り組んでいる。



# 第3章

## 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### 第1節

#### 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

##### (1) 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会は、平成21年11月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめた。報告書では、経済社会の変化の下での生活困難者について、「女性の生活困難リスクの顕在化」と「生活困難層の多様化一般化とそこに潜む男女共同参画をめぐる問題」という二つの視点を明らかにした上で生活困難の防止に向けた男女共同参画の効果的な取組の在り方について提言を行った。具体的には、生活困難が幅広い層に広がる中、特に女性が貧困に陥りやすい背景の一つには、税制・社会保障制度がもたらす女性の就業調整などの影響や、現状では女性の雇用が非正規雇用に集中し、相対的に低収入で不安定な雇用に就きやすい就業構造があることを指摘している。税制・社会保障に対する提言としては、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする事、また、非正規雇用労働者に対する恒久的なセーフティネット再構築の必要性についても言及している。

また、男女共同参画会議はこの報告書をもとに、生活困難を抱える人々を支援するため政府に取組を求める意見決定を行った。

##### (2) 家族に関する法制の整備

法務省では、婚姻及び離婚制度について、男女平等などの見地から、平成8年2月の法制審議会答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえ、検討を行った。また、同答申及びそのうちの選択的夫婦別氏制度の概要について、ホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開している。

### 第2節

#### 国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

##### (1) 分かりやすい広報・啓発活動の推進

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、社会的性別（ジェンダー）について、誤解や混乱の解消を図るため、社会的性別（ジェンダー）の視点について明確な定義が置かれるとともに、不適切な事例が記述されており、内閣府では、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点の定義に関する理解を深めるよう広報・啓発活動を行った。

##### (2) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、平成13年度から、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報・啓発活動を行っている。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め社会一般に対し、第24回男女雇用機会均等月間（6月）を始め、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、278支局、1万4,178名の人権擁護委員（平成21年4月1日現在））において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

##### (3) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

内閣府では、一般国民、地方公共団体、行政機関

の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画宣言都市奨励事業」、「全国男女共同参画宣言都市サミット」及び「男女共同参画フォーラム」を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議の活動を通じ、幅広く各界各層との情報・意見交換を行っている。

### 第3節 法律・制度の理解促進及び相談の充実

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、①各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、②男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、③デパートなどに設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、常設の人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用の電話相談窓口である「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口などを通じ、幅広く人権相談に応じている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、その内容を充実させるよう努めている。

### 第4節

### 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

総務省では、統計法（昭和19年法律第53号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際に社会的性別（ジェンダー）に配慮している。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウイネット)”」(<http://winet.nwec.jp/>)において、インターネット上の有用な資源の収集・提供、文献、統計、人材情報等の各データベースの更新や、「男女共同参画統計データブック」の刊行により情報提供を行っている。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として毎年公表している。また、女性と仕事の未来館のホームページ (<http://www.miraikan.go.jp/>)において、働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行っている。

総務省では、平成23年に実施予定の社会生活基本調査に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やボランティアワーク等に関する調査内容の改善について、外部有識者を交えた検討を行っている。

## 第4章

# 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 第1節

### 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

#### 1 男女雇用機会均等の更なる推進

##### (1) 男女雇用機会均等の更なる推進

少子化の進展に伴う労働力人口の減少が見込まれる中、女性労働者の能力発揮は一層重要となっている。しかし、女性労働者の就業を取り巻く現状をみると、依然として男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっている。また、継続就業を希望しながらも出産・育児等により離職を余儀なくされている者も多く、就業を継続するに

際して具体的な見通しを持ちにくくなっている状況がみられることから、なお実質的な機会均等が確保されたとは言い難い状況にある。

このため、厚生労働省では、男女雇用機会均等法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進等の取組により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備を進めている。

##### (2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導

厚生労働省では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、事業場を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により是正指導を行っている。

### (3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対しては、「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」の周知徹底を図るとともに、法違反企業に対しては是正指導を行っている。

### (4) 紛争解決の援助、相談体制の充実

厚生労働省では、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアル・ハラスメント等に関する労働者と事業主との間の紛争については、都道府県労働局長による助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、男女労働者等に積極的に周知している。

### (5) 女子学生等の就職問題に関する施策の推進

採用面接、選考等の採用過程において男女差別的取扱いが依然としてみられることから、厚生労働省では、女子学生の就職に関する均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、採用実績に男女差が大きい企業に対し、実態を把握し、法違反企業に対しては是正指導を行っている。

また、女子学生等が的確な職業選択が行えるよう、意識啓発を図っている。

文部科学省では、平成22年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。

## 2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

厚生労働省では、男女労働者間の格差が大きい企

業に対して、ポジティブ・アクションを行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組を促進している。

また、ポジティブ・アクションの取組を一層広く普及させていくため、経営者団体と連携し、企業のトップをメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、企業が自ら自主的にポジティブ・アクションに取り組むことを促している。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施しているほか、個々の企業が実情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

その他、事業主がポジティブ・アクションの実施状況を開示する場合の国の援助として、「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介している。

また、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図っている。

## 3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の内容について周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては指導により措置の実施を求めている。

## 4 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、平成14年11月に取りまとめた「男女間の賃金格差問題に関する研究会報告」を受け、15年4月に作成した「男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドライン」について、その周知啓発を行っている。

また、平成20年6月より「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」を

開催し、近年の男女間賃金格差の状況を把握するとともに、企業における賃金・雇用管理制度やその運用が男女間賃金格差に与える影響について分析し、男女間賃金格差縮小のためのより効果的な対応方策について検討を行い、22年4月に同研究会の報告書が取りまとめられたところである。

## 第2節 母性健康管理対策の推進

厚生労働省では、男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講ずること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた母性保護規定（産前・産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し、周知徹底を図っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じない事業主に対し行政指導を行うとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるよう、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置するとともに、事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施し、母性健康管理体制の整備を図っている。平成19年度からは企業や女性労働者に対して母性健康管理に関する情報を提供するサイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」(<http://www.bosei-navi.go.jp>)を開設し、制度の周知を図っている。

## 第3節 女性の能力発揮促進のための援助

### 1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

#### (1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。また、女性と仕事の未来館において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施している。

#### (2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、平成21年7月末からは、雇用保険を受給できない方等に対する職業訓練と訓練期間中の生活保障を内容とする緊急人材育成支援事業を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

#### (3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

## 2 再就職に向けた支援

厚生労働省では、育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、平成16年度から、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施している。また、再就職準備に関する情報及び仕事との両立に役立つ育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している（「再就職サポートサイト」(<http://www.saisyuusyokusupport.jp/>)及び「フレイフレイネット」(<http://www.2020net.jp/>)）。

また、平成18年度より全国12か所にマザーズハローワークを、19年度よりマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市のハローワークにマザーズサロンを、さらに、事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域の支援拠点として、20年度60か所、21年度40か所のハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国148か所の事業拠点において、子育てをしながら早期の就職を希望している者等に対してきめ細かな就職支援を実施している。

### 1 パートタイム労働対策の総合的な推進

#### (1) パートタイム労働者の均衡のとれた待遇等の推進

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の均衡待遇の確保等に取り組む事業主等に対して助成金を支給する等、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保のための取組を推進している。

また、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、制度を導入した事業主に対して助成金を支給するほか、導入モデル例の開発・普及等により、その導入促進及び定着を図っている。

#### (2) パートタイム労働者の雇用の安定

厚生労働省では、パートタイム雇用に関する職業紹介サービス等を提供するパートバンクを設置し、パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進している。

### 2 労働者派遣事業に係る対策の推進

厚生労働省では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、適正な事業運営が確保されるよう派遣元事業主、派遣先等に対し、制度の周知及び指導の徹底を図るとともに、派遣労働者等からの相談に対応している。

また、労働者派遣法について、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る観点から、登録型派遣や製造業務派遣の原則禁止や、派遣労働者の待遇の改善等を内容とする改正法案を、第174回国会に提出している。

### 3 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進

政府では、2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて、「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT戦略本部了承)を策定し、政府一体となってテレワークの普及を推進している。

アクションプランの着実・迅速な実施に向けて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、課題解決のための調査研究や普及活動を展開している。

総務省では、テレワークの普及のための実証実験（企業等に対するテレワーク利用機会の提供や、テレワークによる多様な効果を提示するモデル実験の実施、安全性と利便性を両立する新たなテレワークシステムの開発・実証等）の実施や、テレワーク環境整備税制（テレワーク設備導入の際の税制優遇措置）の実施、全国各地での普及啓発セミナーの開催など、アクションプランの着実・迅速な実施に取り組んでいる。また、総務省職員によるテレワークも率先して実施している。

国土交通省では、テレワーク導入・推進を図るため、企業や自治体などを対象としたセミナー等の普及啓発を行うとともに、テレワーク人口実態を把握するための調査、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの首都圏における機能や環境等を検討するため、既存の民間施設などの調査を実施した。

厚生労働省では、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進のため、「在宅勤務ガイドライン（情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン）」について、事業場外みなし労働時間労働制（事業場の外で働く場合であって、労働時間の算定が困難な場合の労働時間に関する制度）の適用要件等の明確化など所要の改正を行い、事業主への周知・啓発を行った。また、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡にテレワーク相談センターを設置し、事業主・労働者等を対象としたセミナーを開催した。

さらに、在宅ワークについて契約条件の文書明示

や適正化などを示したガイドラインの周知・啓発を行うとともに、在宅ワーカーに対し、情報を提供するサイトの運用、セミナーの開催、相談等の支援事業を実施した。

経済産業省では、育児中の女性等も含めた幅広い人材に就労機会を与えるテレワークの普及促進を図るため、商店街等が行う商業活性化の取組の一環として、商店街の空き店舗を活用した地域におけるテレワーク拠点整備への支援の取組等を実施している。

#### 4 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施している。

### 第5節

## 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

### 1 起業支援策の充実

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女

性、若者／シニア起業家支援資金)や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行っている。

また、全国商工会連合会、日本商工会議所に対する補助を通じて、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で習得させる創業塾を実施しており、この中で女性向け創業塾も実施している。

厚生労働省では、起業を希望する女性を支援するため、経営上のノウハウ等についてアドバイスを与えるメンター（先輩の助言者）を経験の浅い女性起業家に紹介するメンター紹介サービス事業を実施するとともに、起業に関する様々な情報を提供する専用サイトの運用を行った。また、女性と仕事の未来館において、起業支援セミナーの開催や交流会等支援事業を実施している。

### 2 雇用・起業以外の就業環境整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者、家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進している。

## 第5章

# 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

### 第1節

## あらゆる場における意識と行動の変革

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業や地域で重要な役割を果たしている女性への支援を行った。農山漁村に暮らす男女のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」記念行事の開催、地域における優良な取組事例の表彰など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とし多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進した。

また、我々の食生活が、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動の上に成り立っていることへの理解を深めることを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進した。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」を平成22年3月30日に閣議決定し、農村を支える女性への支援について明記した。

### 第2節

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、地域社会や農林漁業経営への女性の参画を促進するため、市町村等各地域レベルにおいて農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等

の女性役員、女性農業委員や女性認定農業者等の具体的な目標設定を推進するとともに、目標達成に向けた普及啓発を実施した。また、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図った。

### 第3節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、女性の農林漁業経営への参画の促進のため、研修や普及啓発等を支援し、女性の認定農業者の拡大等を図った。さらに、女性の農業経営と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援した。

また、女性の経済的地位の向上等に資する農林水産物の生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活動の更なる発展に向けて、高齢者や女性農業者が活躍できる直売所を中心とした生産・流通体制づくりなどの新たなモデルの構築を支援するとともに、商

工業者等との連携活動に関する実証や経営戦略マニュアルの作成等を実施した。

### 第4節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、農山漁村の子育て支援に関する普及啓発を行うとともに、女性が地域活動等を行うための施設の整備を支援した。また、女性農林漁業者グループ間の連携を通じた女性の活動の発展を情報提供や交流会の開催により支援した。

### 第5節 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農林水産省では、農村における高齢者の健康現役社会の実現に向け、高齢者グループの経験・知識・技術の活用や医療関係者が集落に出向いて行う健康管理活動、農村地域の女性グループ等による生活支援等の助け合い活動の支援を総合的に実施した。

## 第6章

## 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

### 第1節 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

#### 1 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

平成20年4月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の下に、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「連携推進・評価部会」という。）が設置され、21年度においても数次にわたり開催した。

連携推進・評価部会及び仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議では、平成20年後半からの経済状況の悪化の中で、仕事と生活の調和に向けた取組が停

滞することを懸念する声が聞かれることから、21年4月に「緊急宣言－今こそ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を－」を公表した。この緊急宣言では、「仕事と生活の調和」の推進は中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」であり、好不況にかかわらず国民運動として着実に進めていくべきものということ、政労使で改めて確認した。8月には、「憲章」及び「行動指針」策定以降の、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009」を取りまとめた。

男女共同参画会議仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会では、平成21年7月に、報告書「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を多様な人々の能力発揮につなげるために」を公表した。

内閣府では、国や地方公共団体等が実施する女性の活用や仕事と生活の調和推進に関連する企業や団体等に対する主だった表彰の一覧を掲載している。また、気運の醸成に向けた取組として、「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進している。キャンペーン賛同企業・団体等の名称及び取組事例を平成21年5月にホームページ上で公開した。このほか、男性を取り巻く職場や家族の意識を変えていくことを目的に、育児休業を取得した又は取得中の男性の体験を取りまとめた「パパの育児休業体験記」を病院や助産院に配布するなど、育児休業取得から復帰までの実践例として広く周知した。

厚生労働省では、「憲章」及び「行動指針」を踏まえつつ、あらゆる機会をとらえ、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

また、男性の育児休業の取得促進策として「パパ・ママ育休プラス」（父母ともに育児休業を取得する場合、休業取得可能期間を2か月延長できる制度）等の導入を始めとした育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正法の成立を踏まえ、男性の育児休業の取得促進を目的として、「父親の育児休業シンポジウム」を全国6都市（東京、青森、広島、大阪、名古屋、福岡）で開催した。さらに、「父親のワーク・ライフ・バランス～応援します！仕事と子育て両立パパ～」ハンドブックを作成した。

## 2 仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着促進・充実

厚生労働省では、育児・介護休業法に規定されている、育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等について周知を図るとともに、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、制度の普及・定着に向けた行政指導等を実施している。

また、休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなど、育児・介護休業法に基づく労働者の権利が侵害されている事案について、労働者からの相談があった場合は的確に対応し、法違反がある場合その他必要な場合には事業主に対する適切な指導を

行っている。

これらの取組により、女性の育児休業取得率は平成20年度において9割を超すなど、着実な定着が図られつつあるが、第1子出産前後で継続して就業している女性はいまだ38%であり、男性の育児休業取得率も1.23%にとどまっている。

こうした現状も踏まえるとともに、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的とした育児・介護休業法の一部改正法が平成21年6月24日に成立した（21年7月1日公布）。

主な改正事項は以下のとおりである（ア～ウについては、平成22年6月30日施行（一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主について、24年7月1日施行）。エのうち調停については、22年4月1日、その他は21年9月30日施行）。

### ア 子育て期間中の働き方の見直し

(ア) 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。

(イ) 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

### イ 父親も子育てができる働き方の実現

(ア) 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。

(イ) 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。

(ウ) 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

### ウ 仕事と介護の両立支援

介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

### エ 実効性の確保

(ア) 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。



(イ) 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

また、平成19年4月、第166回国会で成立した雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）において、19年10月から22年3月31日までの暫定措置として、雇用の継続を援助、促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%）から50%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に20%）に引き上げ、21年3月、第171回国会で成立した雇用保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第5号）において、22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給することとした。

### 3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

#### (1) 働き方の見直し

厚生労働省では、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」の進展、長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数の高水準での推移、労働者の意識や抱える事情の多様化等の課題に対応するために、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号））に基づき、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を始めとした労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

#### (2) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めており、平成20年12月に、地域や企業の更なる取組を促進するため、同法が改正された。

同改正法においては、常時雇用する労働者数が301人以上の企業が、平成21年4月1日以降に労働者の仕事と子育ての両立支援に関する一般事業主行

動計画（以下「行動計画」という。）を策定又は変更した場合に、同計画の公表及び労働者への周知が新たに義務付けられた。これに伴い、厚生労働省では、企業において同改正法に沿った行動計画の公表及び労働者への周知がなされるよう、「両立支援のひろば」等の周知とあわせ、次世代法の履行確保を図った。

また、平成23年4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務となる企業が、常時雇用する労働者数301人以上企業から101人以上企業へ拡大することとなったことから、厚生労働省では、次世代育成支援対策推進センターや地方公共団体等と連携し、多くの企業において行動計画の策定・届出が行われるよう周知・啓発を行うとともに、次世代法に基づく認定の取得促進を図っている。

さらに、改正法が施行されるまでの間、特に新たに行動計画の策定・届出が義務となる企業を支援するために、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」として、都道府県労働局において新たに行動計画の届出が義務となる企業に対する個別企業訪問等の支援事業を実施し、円滑な施行に向けた支援を実施している。

【参考：平成21年12月末現在】

○一般事業主行動計画届出状況		
	規模計	36,607社
	301人以上企業	13,653社 (届出率98.3%)
	101人以上300人以下企業	3,131社 (届出率 8.5%)
	300人以下企業	22,954社
○認定企業		818社

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から、職員の仕事と子育ての両立支援等に関する「特定事業主行動計画」を策定することとされており、平成21年10月1日現在で国及びすべての都道府県では策定済みであり、市区町村については98.1%が策定済みである。

厚生労働省では、企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標についてインターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンド

リー・サイト (<http://www.familyfriendly.jp/>) や両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「両立支援のひろば」 (<http://www.ryouritsushien.jp/>) の活用を進めるなど周知・広報を行うとともに、ファミリー・フレンドリー企業への表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図っている。

また、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する事業主に対し、助成金を支給するなどの支援を行っている。

さらに、育児・介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報をインターネットにより提供している（フレフレネット）。

経済産業省では、従業員の出産・育児と仕事の両立を支援するため、株式会社日本政策金融公庫を通じ、事業所内託児施設を設置する中小企業者に対する融資制度を講じた。また、一定の要件を満たす事業所内託児施設等の取得等をした法人に対して、税制上の優遇措置を講じている。

## 第2節

### 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

#### 1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から平成26年度までの今後5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ「子ども・子育てビジョン」を策定した（平成22年1月29日閣議決定）。「子ども・子育てビジョン」においては、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと転換し、社会全体で子育てを支え、個人の希望を実現することを目指して、子ども手当の創設など経済面の支援と、保育サービス等の基盤整備とのバランスのとれた総合的な子育て支援を推進することとしている。

加えて、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、

平成22年1月の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム検討会議」を開催することが決定された。同会議は、22年6月を目途に基本的な方向を固めることとしている。

なお、社会保障審議会少子化対策特別部会では、こうした議論につながる検討を行ってきたところであり、平成21年2月には第1次報告、同年12月には議論の整理がなされている。

さらに、地方公共団体においては、次世代法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進等を内容とする地域行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期としてすべての地方公共団体に策定が義務付けられており、平成17年度から21年度末を計画期間とする「前期行動計画」についてすべての都道府県及び市区町村が策定済みである。最終年次に当たる21年度においては、過去5年間の取組の評価を実施し、22年度から26年度末までを計画期間とする「後期行動計画」の策定が行われた。

#### (1) 保育サービス等の充実

厚生労働省では、平成20年度に、都道府県に創設した「安心こども基金」を、21年度第1次、第2次補正予算において増額し、保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を進め、保育サービス等の充実・拡充を行っている。

#### (2) 「放課後子どもプラン」の推進

文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則として、すべての小学校区での実施を目指し推進を図るとともに、必要な経費の支援を行っている。

平成21年度において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」については、8,719か所、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、18,479か所が全国で実施されている。

### (3) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省では、幼稚園の通常の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行うなど、幼稚園における子育て支援を推進している。

平成19年6月の学校教育法改正では、幼稚園における家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設するとともに、「預かり保育」を適正に実施するための規定の整備等を行った。また、20年3月に公示した幼稚園教育要領において、預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示した。さらに、21年3月には、「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」を作成・配布した。

### (4) 認定こども園制度の普及促進

近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに柔軟かつ適切に対応するため、平成18年6月に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が成立し、同年10月から施行された。この法律では、幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）、②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みとしており、21年4月1日現在、全国で358件の認定が行われている。

また、平成20年10月に内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、①財政支援の充実、②会計処理等における二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題について議論を進め、21年3月に報告を取りまとめた。21年度においては、報告書において指摘された課題について、対応可能なものから取り組み、その解消を図っている。

### (5) 幼稚園就園奨励事業の促進

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省では、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部を補助している。

当該補助金は、これまで兄弟姉妹の同時就園を条件に、第1子に対して、第2子以降の園児の保護者負担を軽減する優遇措置を講じてきたところであるが、平成18年度から小学校1年生に兄・姉を有する園児について優遇措置の対象とする条件緩和を講じ、20年度は保護者負担の一層の軽減を図るため、小学校3年生までに兄・姉を有する園児を優遇措置の対象とした。

また、平成21年度は兄弟姉妹のいる家庭の経済的負担の軽減により、幼稚園への就園機会を促進するため、第3子以降の保育料を無償とするなど、第2子以降の保護者負担の軽減を図っている。

### (6) 地域の子育て・介護支援体制整備

厚生労働省では、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。平成21年度は599か所で実施されている。

経済産業省では、商店街の空き店舗等を活用して、子育て支援施設を設置・運営する際の改装費や賃借料などの費用の一部を補助することにより、女性の社会進出といった少子化社会に対応する取組の推進を図っている。

また、高齢者福祉、共働き支援、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手段を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、高齢者や女性等の社会進出を促進し、地域における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図っている。加えて、ソーシャル事業者の資金調達ニーズに対しては、民間金融を補完しつつ、株式会社日本政策金融公庫を通じてソーシャルビジネス事業者に対する融資を実施することで、資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指している。

## (7) 家庭教育支援

文部科学省では、家庭の教育力の向上を図るため、地域人材の養成や「家庭教育支援チーム」の設置等により、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用して学習機会を提供するなど、地域の主体的かつ持続可能な取組への支援を実施している。また、家庭教育に無関心な親や仕事で忙しい親など待ち受け型の講座等では支援が行き届きにくい親への支援として、家庭教育支援チームが家庭や企業を訪問して支援を行うなど効果的な手法の開発を実施した。

さらに、家庭教育に関するヒント集として、家庭における子育てやしつけの在り方などを紹介した「家庭教育手帳」を作成し、全国の教育委員会等に提供しているほか、平成18年度から、子どもの生活リズムを向上させ、望ましい基本的な生活習慣を育成するため、様々な民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

独立行政法人国立女性教育会館では、家庭教育の重要性にかんがみ、現代の家庭教育・子育て支援の現状と課題の把握、さらに子育ての新たな支え合いと連帯を推進するため、「家庭教育・次世代育成のための指導者養成セミナー」を実施した。

## (8) 児童虐待への取組の推進

児童虐待への対応については、平成12年11月、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)が施行され、その後、16年及び19年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、20年度には4万2,664件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、①虐待の「発生予防」、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

厚生労働省では、①発生予防に関しては、生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育

て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の推進、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備、②早期発見・早期対応に関しては、市町村における「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保等、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う親支援の推進、③保護・自立支援に関しては、家庭的環境での養護を促進するため里親制度の拡充、児童養護施設等の小規模ケアの推進、児童家庭支援センターの拡充、施設内虐待の防止等施設入所児童の権利擁護の推進などの取組を進めている。

平成21年4月、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)が一部を除き施行された。児童虐待に関係する主な内容としては、①「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」等子育て支援サービスの法定化、②子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化、③里親制度の改正、施設内虐待の防止等の規定等が盛り込まれている。

厚生労働省では、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。21年度においては、月間標語の公募、全国フォーラムの開催(新潟県妙高市)、広報用ポスター等の作成・配布及び政府広報を活用したテレビ、新聞等による広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジボン・キャンペーン」について後援を行っている。

警察では、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と迅速かつ確実な通告、児童相談所長等による児童の安全確認等に万全を期するための適切な援助、適切な事件化と児童の支援等に努めるなど、関係機関と緊密な連携をとりつつ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図っている。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題に

関する専用の電話相談窓口である「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施するほか、相談用の便せん付き返信用封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして相談体制の充実を図っている。また、人権擁護委員の中から指名された、子どもの人権にかかわる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」を全国に設置し、「児童虐待防止推進月間（11月）」における法務省の取組の一つとして、子どもの人権専門委員全国会議を開催し、児童虐待防止に向けた活動の強化を図っている。さらに、全国各地で講演会・研修会等の実施などの啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、児童虐待への適切な対応等について、学校教育及び社会教育関係者に対し引き続き周知を図り、学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携の促進に努めている。また、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、国内・海外の先進的取組等の収集・分析などを平成17年度より実施し、18年5月に報告書を取りまとめた。18年度においては、教職員向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、20年度には、18年5月に取りまとめた「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」の調査研究の成果を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成した。21年度においては、20年度に作成した研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を、21年5月に都道府県等を通じて、学校教育関係者に配付し、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発とスキルの向上を図った。

文部科学省と厚生労働省では、平成22年3月に、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関して、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を策定し、都道府県・政令

指定都市の教育委員会、福祉部門等あてに通知した。

#### (9) 子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等を活用することで、良質な持家の取得を支援している。また、公的賃貸住宅については、保育所等の子育て支援施設との合築や併設を推進しているほか、事業主体により、子育て世帯等に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行っている。さらに、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備等、交通安全施設等の整備を実施している。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を安心して歩くことができるよう、生活道路等において、信号機等の交通安全施設等を重点的に整備し、通過交通の進入抑制や速度抑制、外周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努めた。

また、交通安全の観点からの子育て支援策として、幼稚園・保育所等と連携したチャイルドシートの正しい取り付け方に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室を開催するほか、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及促進に積極的に取り組んでいる。

さらに、平成21年4月に道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）が成立し、高齢運転者や妊娠中の運転者等による駐車を支援するため的高齢運転者等駐車区間制度が22年4月に施行されることから、施行に向けた準備を推進した。

#### (10) 子育てバリアフリー等の推進

国土交通省では、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等に基づき、多くの方が利

用する建築物、公共交通機関及び道路や都市公園等の公共施設について、妊産婦や乳幼児連れの方にも利用しやすいように、段差の改善等による個別のバリアフリー化を図るとともに、これら施設等の一体的なバリアフリー化を推進している。

また、ハード整備と併せて、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等により「心のバリアフリー」の促進を図るとともに、「らくらくおでかけネット」等によって、施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を行うなどソフト面の施策についても積極的に推進している。

さらに、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS：スペシャル・トランスポート・サービス）の普及を推進している。

## 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子家庭の母等について、平成15年の改正母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、養育費相談センターの設置等の養育費の確保策、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開している。

平成21年度においては、20年度に都道府県に創設した安心子ども基金の拡充等により、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供やひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体への助成など支援の充実を図っている。

また、平成21年6月からは、看護師等の資格取得のために養成機関に修学する間の生活費の負担を軽減する高等技能訓練促進費において、支給額の引上げ及び23年度末までに修業を開始した者に関する支給期間の延長を実施するとともに、母子寡婦福祉貸付金においても、貸付利率の引下げ及び連帯保証人がなくとも貸付けを可能とするなど、母子家庭の自立支援策の拡充を図っている。

加えて、新たに、ひとり親家庭の自立支援策の拡充を図るため、父子家庭にも児童扶養手当を支給する措置を講ずるための、児童扶養手当法（昭和36年

法律第238号）の一部改正法案を第174回国会に提出した。

さらに、平成21年4月から廃止された生活保護の母子加算については、子どもの貧困解消を図るため復活し、同年12月から支給（月額2万3,260円（子一人、居宅（1級地））することとなった。

### 第3節

## 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

### 1 家庭生活への男女の共同参画の促進

#### (1) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を支援している。

#### (2) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育を考える集いや、企業に出向いた学習講座などの実施を支援している。

#### (3) 男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等

法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から10日（人権デー）までを「人権週間」と定め、同週間の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等の開催などを行っている。

### 2 地域社会への男女の共同参画の促進

#### (1) 地域社会活動への参画促進

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発活動を行うことにより、地域社会への男女の共同参画の促進に努めている。

#### (2) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、市民活動に関する情報提供として、内閣府NPOホームページにおいて、全国の特定非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手することが可能な「NPOポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」を運用している。

文部科学省では、各地域のボランティア活動支援

センターにおける活動希望者と活動の受入れ先との効果的なマッチング方法や関係団体・機関との連携、支援センターの運営等に関する調査研究を実施し、青少年から高齢者まであらゆる世代がボランティア活動を通じて地域社会へ参画することを支援する「地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究」を実施した。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として「全国ボランティア活動振興センター」への支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う地方自治体や民間団体等への支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を実施するとともに、勤労者が地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」を実施した。

### (3) 消費者教育の推進・支援

消費者庁（平成21年8月までは内閣府）では、消費者基本法（昭和43年法律第78号）及び消費者基本計画（平成17年閣議決定、22年3月改定）に基づき消費者教育全般の推進を図っている。

具体的には、消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する教材等の情報を提供するために、消費者教育ポータルサイトの運用を行っている。

また、文部科学省と連携して、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図っている。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する出前講座の開催やメールマガジン「見守り新鮮情報」、「子どもサポート情報」及び「生活ニューネットマガジン」の発行により、トラブルの未然防止のための学習機会の提供を図っている。

このほか、各地の消費生活センターでも各種の講座が開催されているほか、各種団体において、消費者教育に関する各種教材の作成や講師派遣などを実施している。

文部科学省では、学校教育の分野において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、消費生活や消費者問題に関する指導を行っている。平成20年3月に改訂された小・中学校学習指導要領及び21年3月に改訂された高等学校学習指導要領においては、消費者教育に関する内容の充実を図った。社会教育の分野では、生涯の各時期における消費者問題等に関する多様な学習機会の提供等が図られるよう、公民館等の社会教育施設の講座等において、消費者問題に関する学習機会が設けられている。

## 第7章

# 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

### 第1節

## 高齢者の社会参画に対する支援

### (1) 高齢者の社会参加活動の促進

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」（平成13年12月閣議決定）を策定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

内閣府では、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている団体等を全国から募集し、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介している。

厚生労働省では、自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に対する支援を行っている。

経済産業省では、大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、その有する技術・ノウハウ等を地域や中小企業にいかすなど、その活躍の舞台を変えることにより、新現役にもやりがい・生きがいを見いだしてもらいつつ、中小企業支援を行っている。

### (2) いくつになっても働ける社会の実現

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関

する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組んでいる。

また、高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援等により、高齢者の再就職の促進を図っている。

さらに、雇用対策法（昭和41年法律第132号）の改正により、平成19年10月から、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止され、厚生労働省では、その着実な施行に取り組んでいる。

加えて、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対しては、シルバー人材センターにおいて、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保に努めている。

### (3) 学習機会の整備等

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進し、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに身近に親しむことができる環境整備を支援している。

国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図っている。

## 第2節

## 高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

### 1 介護保険制度の着実な実施

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから10年が経過し、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。その一方で、高齢化が一層進展する中で「制度の持続可能性」を確保するとともに、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度とするため、介護保険制度全般にわたる見直しを行った介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）が17年6月に成立し、18年4月から本格施行された。

また、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このよ

うな不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）が20年5月に成立し、21年5月から施行された。

さらに、第169回国会で、介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律（平成20年法律第44号）が成立した。こうした状況を踏まえ、21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行い、さらに、21年度第1次補正予算においては、介護職員（常勤換算）1人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する介護職員処遇改善交付金を創設するなど、介護従事者の処遇改善を図っている。

## 2 高齢者保健福祉施策の推進

### (1) 介護サービス基盤の整備

介護・福祉サービスの基盤整備に当たっては、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要があることから、厚生労働省では、地方公共団体が創意工夫し、整備を行うことができるよう、地方公共団体が策定する整備計画に対する助成制度である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、総合的な支援を行っている。

また、平成21年度第1次補正予算において、将来必要となる介護施設や地域介護拠点を緊急に整備するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（各都道府県に設置）を創設した。

### (2) 介護予防のための取組

高齢者が要介護状態等となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業を実施している。

### (3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの確保

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及などの施策を推進している。また、利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行



し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。

### 3 介護に係る人材の確保

厚生労働省では、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者等が多数利用するハローワークにおいて、介護に関する情報提供及び「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を実施している。

さらに、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金の活用促進のほか、介護労働安定センターにおいて雇用管理改善のための相談援助を行っている。加えて、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

#### 第3節 高齢期の所得保障

年金制度については、第171回国会において、基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第62号）が成立した。

また、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、年金制度の改善等を図るため、企業型確定拠出年金において加入者の掛金拠出を可能とすることや、国民年金保険料の納付可能期間を延長する等の措置を行うことを盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第174回国会に提出した。

法務省では、判断能力の低下した高齢者などを対象として財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を導入し、高齢期における資産の有効活用を可能としている。

#### 第4節 障害者の自立した生活の支援

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と

個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）及び新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成21年12月には、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（障害者施策）を副本部長とする「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）を内閣に設置した（平成21年12月8日閣議決定）。この本部の下で、障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催し、22年1月から議論を行っている。

この本部では、当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うこととしている。

また、内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者週間」を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っており、平成21年度の「障害者週間」行事では、「障害者週間の集い」において、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行ったほか、「障害者週間連続セミナー」や、地域における共生社会に向けた取組と今後の課題及び障害者への差別禁止と権利条約をテーマとしたシンポジウムを開催した。また、障害者週間のポスター等のパネル展の開催等の多彩な事業を実施した。

#### 第5節 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザ

インの推進に取り組んだ。

また、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづく

り、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している（第2-7-1表）。

第2-7-1表 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境の整備	
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援</li> <li>○身体チャレンジド向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援</li> <li>○字幕番組・解説番組等の普及促進</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療福祉機器技術の研究開発事業の推進</li> <li>○高齢化・福祉関連の標準基盤の整備</li> <li>○福祉用具の評価試験方法の確立</li> </ul>
高齢者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅のバリアフリー化の積極的な推進</li> <li>○公的賃貸住宅の整備に併せて高齢者等の生活を支援する施設を整備する事業の促進</li> <li>○シルバーハウジング・プロジェクトの推進</li> <li>○高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進</li> <li>○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や、公共賃貸住宅等と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合、補助の上乗せ</li> <li>○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度等の普及・促進</li> <li>○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅の住み替えの促進</li> <li>○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した、住宅改良に係るリバースモーゲージの推進</li> </ul>
高齢者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○良好な歩行空間の整備や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく建築物、道路、都市公園、官庁施設等のバリアフリー化の推進
経済産業省	○高齢者や障害者等に配慮した商店街活性化施設の整備に対する支援
高齢者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進</li> <li>○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施</li> <li>○バリアフリー化施設の整備等の促進</li> </ul>
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化・高輝度化の推進等</li> <li>○歩車分離式信号の導入・運用</li> <li>○信号灯器のLED化</li> </ul>
国土交通省	○歩道の段差解消、勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化の実施

# 第8章

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 第1節

### 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

#### 1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等あらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布など広報・啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

#### 2 体制整備

##### (1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、民間団体と連携し、全国共通DV相談電話窓口を開設した。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めている。また、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から精神科医等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

さらに、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、

女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化し、また、インターネット人権相談受付窓口を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。なお、平成21年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、法務省と全国人権擁護委員連合会共催の取組として、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設け相談を実施した。

日本司法支援センター(愛称:「法テラス」)は、その業務の一つとして、犯罪被害者支援業務を行っている。同業務は、法テラスが、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するものである。また、法テラスでは、経済的に余裕のない方が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。このように、法テラスでは速やかに適切な相談窓口等に関する情報を提供し、弁護士を紹介するほか、弁護士費用等に関する援助制度を案内することにより、配偶者から暴力を受けた者に対する支援を行っている。

さらに、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度において、法テラスは国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務を担っている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、

婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。

## (2) 研修・人材確保

内閣府では、全国の配偶者暴力相談支援センター等の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象に、相談等の質の向上等を目的としたセミナーを平成21年度に5回開催した。

また、全国の配偶者暴力相談支援センター等に、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して指導や助言を行い、相談業務の充実を支援する「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を全国の46都道府県・12政令指定都市で実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対して、矯正研修所及び支所における各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。更生保護官署職員については、新任の保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、入国管理官署において、外国人に対する出入国管理業務に従事する職員を対象として、人身取引被害者、配偶者暴力防止等の人権に絞った人権研修を実施しているほか、人身取引対策及び配偶者からの暴力事案に係る業務に従事する職員を対象として、人身取引及び配偶者暴力防止法に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問

題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題の対応に努めている。

厚生労働省では、平成21年度においては、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、各都道府県に対し、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修を実施するよう支援している。

## (3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めるときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

## (4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」等を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者支援分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又

は面接による相談，裁判所への付添い等を行っており，警察は，これらの団体の設立・運営を支援している。

### 3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では，平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成18年4月一部改正）に基づき，異常行動検出機能等を備えた警察設置の街頭防犯カメラシステムの実証・開発を行うモデル事業を実施するなど，犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また，地域住民の要望に真に応えるパトロールの強化，防犯ボランティア等の自主防犯活動の支援を行うとともに，ボランティア団体，地方公共団体等と連携しつつ，防犯教育（学習）の実施，防犯マニュアル等の作成，地域安全情報の提供，防犯指導，助言等を積極的に行うほか，女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき，地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに，いわゆる「出会い系サイト」に代表されるように，性に関する情報は様々なメディアを通じてはん濫しており，少年に対する犯罪被害は深刻な状況にある。警察では，性を売り物とする営業に対する指導や取締りを徹底するとともに，これらに起因する福祉犯の取締りを積極的に行っている。また，関係機関等と連携して，少年に対する広報啓発活動等を推進するとともに，携帯電話等へのフィルタリングの普及促進に努めている。

内閣府では，青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）等において，青少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進等を図っている。

### 4 女性に対する暴力に関する調査研究等

内閣府では，女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から，若年層を対象とした予防啓発教材を作成し，その効果的な活用を資するため，同教材を用いた参加型授業の様子を紹介した映像資料及び指導者用手引を作成した。

## 第2節

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### 1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では，配偶者暴力防止法及び同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府，国家公安委員会，法務省，厚生労働省告示第1号）に沿って，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には，配偶者暴力防止法に基づいて，188か所（平成22年4月現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されており，配偶者からの暴力に係る相談，カウンセリング，一時保護（婦人相談所のみ），自立支援等の業務を実施している。

内閣府では，配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令，制度及び関係施設についての情報等を収集し，平成14年4月より，内閣府のホームページを通じ，外国語版も含め提供している。

また，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する官民連携を一層推進するため，官民の担当者が一堂に会し，先進的好事例及び情報を共有する「DV全国会議」を平成21年10月に開催した。

法務省の人権擁護機関は，婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換を活発に行い，被害女性の救済について，より一層積極的に取り組んでいる。

法務省入国管理局では，地方入国管理局等の総務課に關係機関等との窓口となるDV対策事務局を設置するなどの体制を構築し，關係機関等との連携強化を図るとともに，外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では，配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について，婦人相談所と關係機関等との連携の強化を図っている。具体的には，各都道府県において，婦人相談所と福祉事務所，民間シェルター等關係機関との定期的な連絡会議や事例検討会議を開催するとともに，事例集や關係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。

## 2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者からの暴力についてどこへ相談したらよいか分からないという被害者に対し、平成22年2月から、全国共通のダイヤルから最寄りの相談窓口の電話番号を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」において、被害者の希望する相談窓口に通話をつないで直接相談できるサービスを開始し、相談体制の強化を図っている。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させ、事情聴取に当たっては、被害者を夫・パートナーから引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

また、厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る法的対応機能強化事業を実施している。

## 3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、民間団体と連携し、地域において生活している被害者及びその子どもを支援し、社会参画を促進するためのプログラム案を作成・試行し、その結果を取りまとめ、普及を図る「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」を実施した。

厚生労働省では、婦人相談所が被害者及び同伴する家族の一時保護を自ら実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。平成21年度においては、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人相談所が被害者を一時保護委託するための経費のうち、新たに乳幼児用の単価を設定しケアの充実を図るとともに、指導員配置による婦人保護施設における同伴児童のケアの充実や、専門通訳者養成研修の実施による外国人被害者支援を図っている。

## 4 外国人被害者の保護

法務省では、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力により、別居又は離婚の状況が発生している外国人から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、個々の事情を考慮した上で、継続して在留を認めることとしている。

また、被害者である外国人が退去強制事由該当者であった場合にも、個々の事情を考慮した上で、安定的な法的地位を認めるとの観点から、在留特別許可を判断することとしている。

## 第3節 性犯罪への対策の推進

### 1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

### 2 被害者への配慮等

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減に努めている。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

加えて、警察では被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況などの情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑

中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施している。

検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の検察庁に配置して、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還などの各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1名以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

### 3 加害者に関する対策の推進等

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施している。

## 第4節 売買春への対策の推進

### 1 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、適切に対処している。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会復帰に向けた処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

### 2 児童に関する対策の推進

我が国は、「児童の権利に関する条約」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁と連携しつつその履行に努めている。

外務省では、平成22年3月に「児童の権利条約に関するシンポジウム～今後の課題」を開催し（共催：ユニセフ東京事務所、日本ユニセフ協会）、テーマの一つとして「児童の性的搾取からの保護」を取り上げ、我が国が対処すべき今後の課題及び国際協力の観点から我が国が果たすべき役割について、有識者・実務者からの提言及び聴衆との意見交換を通じて議論を行った。

警察では、児童買春の根絶を図るため、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所

等の対応を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

## 第5節 人身取引への対策の推進

### 1 人身取引対策行動計画の積極的な推進

政府では、これまで「人身取引対策行動計画」（平成16年12月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、関係施策を推進してきたところであるが、我が国の人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、人身取引に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった人身取引対策を引き続き推進していくため、平成21年12月22日に開催された犯罪対策閣僚会議第14回会合において、人身取引対策行動計画2009を決定した。今後、同行動計画に基づき、関係施策を推進していくこととしている。また、我が国は、政府協議調査団をこれまでにフィリピン、タイ、コロンビア、米国、ロシア、ウクライナ、ルーマニア、フランス、インドネシア、ラオス、カンボジア、オーストリア、韓国に派遣し、先方政府やNGO等の関係機関との協力を促進するとともに、人身取引に関連した地域間会合等への参加や人身取引の防止等に関して国際的な支援を行うなど積極的な取組を行っている。

### 2 関係法令の適切な運用

警察では、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況を改善するため、平成17年に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を改正し、人身売買の罪等を犯した者であることを風俗営業の許可の欠格事由に加えること、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けること等の措置をとったところであるが、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。

法務省では、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に関し、人身取引等の定義規定を置くこと、人身取引等の被害者が上陸特別許可・在留特別許可の対象となることを明確にすることなどを内容とする改正を行い、平成17年7月から施行して

いるところ、17年から21年までの5年間で、不法滞在者であった人身取引被害者の外国人女性115人全員に対して、在留特別許可を与えた。

### 3 被害者等の立場に立った適切な対応の推進

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

警察では、女性と児童の人身取引を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、日本国民による海外での児童買春等の問題については、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを推進するとともに、CSEC（Commercial Sexual Exploitation of Children）東南アジアセミナーの開催等により、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。さらに、警察庁では、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている。また、平成19年10月から、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を電話で受け（平成21年7月からインターネットによる情報受付も開始）、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」を運用している。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げにかかる経費、被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る。）について補助している。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、IOM（国際移住機関）の「トラフィッキング被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度より開始し、被害者の帰国（平成22年3月末までに総計177名）や帰国後の社会復帰を支援している。また、「日本の人身取引対策」パンフレットを作成・配付するなど、人身取引問題についての国内外の啓発に努めている。

独立行政法人国立女性教育会館では、人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研



究を実施するとともに、同会館にて作成した啓発パネル及びリーフレットの活用を通じて、全国での教育・啓発に努めている。

## 第6節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

### 1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、指導を行うとともに、専門知識を持った相談員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応している。

人事院では、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成21年度においては、セクシュアル・ハラスメント防止等についての意識の高揚、勤務環境の整備を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。さらに、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」を定め、その期間中、職員の意識啓発等を図るシンポジウム及び講演会を開催した。また、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、これまで各府省に提供してきた新規採用者及び監督者用の研修のカリキュラム例に加え、21年度には、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」を開発し、各府省の研修指導者を対象として実施した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応などを実施している。

### 2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則の送付や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料の送付等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き防止のための取組を促している。

## 第7節 ストーカー行為等への対策の推進

### 1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っている。また、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教育を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

### 2 被害者の支援及び防犯対策

警察では、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じた的確に実施している。また、ストーカー規制法又は刑罰法令等に抵触しない事案についても、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導・警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

### 3 広報・啓発の推進

警察では、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。

# 第9章

## 生涯を通じた女性の健康支援

### 第1節

#### 生涯を通じた女性の健康の保持増進

##### 1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を整備している。また、生涯を通じた女性の健康に関する調査・研究を推進している。

さらに、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要があることから、毎年3月1日から8日を「女性の健康週間」と定め、各種の啓発事業及び行事等を展開するとともに、平成21年においては、女性の健康支援対策事業として女性の健康づくりに関する先進的な取組を都道府県等において実施している。

保健所、市町村保健センター等においては、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備するとともに、ライフステージに応じた健康課題について健康教育等を実施している。

女性と仕事の未来館では、働く女性の職場での健康問題に関するセミナーや相談、情報提供などを実施するとともに、全国の女性関連施設等の担当者を対象に、女性の健康に関する相談強化のための研修会を開催している。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要と考えられるため、生活習慣病対策の一環として、女性の生活習慣病対策に資する研究の実施を行っている。

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、文部科学省では、学校と地域保健が連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う事業を実施している。

##### 2 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

###### (1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。19年4月に公表した「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、代表目標項目や新規目標項目を設定するとともに、20年から「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「すこやか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。

###### (2) 子宮がん、乳がんの早期発見、骨粗しょう症の予防対策の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第一位であり年々増加傾向にある乳がんや、発症年齢の低年齢化が指摘されている子宮がんについて、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めている。

こうした従来からの取組に加え、平成21年度第1次補正予算において、子宮頸がん及び乳がんの検診無料クーポン券等を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んでいる。

また、骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。以下この節において同じ。）において、その市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施している。

### (3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進している。

## 第2節

### 妊娠・出産等に関する健康支援

#### 1 妊娠・出産期における女性の健康支援

##### (1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。

また、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

さらに、妊婦健診の重要性・必要性にかんがみ、平成20年度第2次補正予算において、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるよう、22年度までの間、地方財政措置において支援の拡大が図られている。

##### (2) 不妊専門相談サービス等の充実

厚生労働省では、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進した。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施している。

##### (3) 周産期医療の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設との連携体制の確保などを行っている。

また、「妊婦と薬情報センター」（国立成育医療研究センターに平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響など最新のエビデンスを収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じている。

##### (4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

厚生労働省では、安易な人工妊娠中絶を避けるため、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行っている。

さらに、自治体等を通じ、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進している。

#### 2 適切な性教育の推進

文部科学省では、学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施している。

## 第3節

### 健康をおびやかす問題についての対策の推進

#### 1 HIV／エイズ、性感染症対策

##### (1) 予防から治療までの総合的なHIV／エイズ対策の推進

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号。エイズ予防指針）に基づき、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、患者の病態に応じた適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えながら、計画的に推進している。

## (2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、性感染症対策について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、検査、相談、治療などの適切な対策の実施を図っている。

## (3) 学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、中高校生に対し、性感染症などの問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布、教師用参考資料の作成・配布など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

## 2 薬物乱用対策の推進

政府では、薬物情勢がまだまだ厳しいことを踏まえ、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、薬物密輸・密売組織の壊滅などにより、乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づくりを積極的に推進し、需要の根絶に努めている。

また、薬物を乱用している少年の早期発見・検挙・補導に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催等薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、新たに、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（中高校生用）の作成・配布等を行っている。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、予防啓発とともに、徹底した取締り、再乱用防止対策を実施している。特に、予防啓発に関しては、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動等の実施、学校・地域の場への薬物乱用防止キャラバンカーの派遣による啓発活動等の実施を行っている。

## 3 喫煙、飲酒対策の推進

学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度などを育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導している。

文部科学省では、中高生に対し、喫煙や飲酒などの問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

# 第10章

## メディアにおける男女共同参画の推進

### 第1節

### 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

## 1 メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

### (1) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、「青少年育成施策大綱」（平成20年12月12日青少年育成推進本部決定）等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。また、有害環境の実態について調査・分析、情報の提

供等を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組の推進及び関係業界等の自主的な取組の促進を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツと少年を切り離すため、警察では、携帯電話やパソ

コンにおけるフィルタリングの普及のための広報啓発を行っている。

文部科学省では、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、地域の実情に応じた有害情報対策の推進体制の整備を総合的に支援するとともに、平成20年度に引き続き有害情報に係る意識啓発のためのリーフレットやDVDの作成・配布を行った。

## (2) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、平成20年6月に出会い系サイト事業者に対する規制の強化等の改正がなされたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）を効果的に運用し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。

また、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努めている。

さらに、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受け、将来にわたり苦しむ被害児童を無くすための総合的な対策を推進することとし、平成21年6月、インターネットを利用した児童ポルノの拡散防止を重点として、取締り、流通防止及び被害児童支援の三項目を施策の柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定したところであり、本プログラムに基づき、総合的な児童ポルノ対策を推進している。

特にインターネット上の児童ポルノ事案に対しては、児童ポルノ画像自動検索システム（CPASS（Child-Pornography Automatic Searching System）：児童ポルノ画像等を警察庁が管理するデータベースに登録し、同一の画像等が更にインターネット上にあるかを検索し、ヒットした場合には登録した都道府県警察に自動的に通知するシステム）を運用しているほか、各国の保有する情報を共有化し、効率のかつ迅速な捜査、国際協力を推進するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築のための支援を行ってきた。

## 2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた取組

### (1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつ図画等の違法な情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

### (2) 青少年インターネット環境整備法に基づく取組

平成21年4月、①青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、②フィルタリング等により青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくすること、③国及び地方公共団体は民間の自主的・主体的な取組を尊重することを基本理念とする、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が施行された。同法においては、内閣総理大臣及び関係閣僚からなる会議を内閣府に設置し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本計画を策定し、実施することが規定されており、同法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画」という。）が決定された。内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、関係省庁及び関係事業者などと連携し、広報啓発活動や青少年のインターネット利用環境実態調査などを実施している。

### (3) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

内閣官房では、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督励している。

また、インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対し、官民横断的な実務家間での迅速か

つ正確な情報共有を実現することにより、各業界における自主的な取組を推進するため、政府、事業者、関係団体等、関係セクターを横断したワンストップのスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、関係省庁、関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、関係団体等の違法・有害情報対策に係る取組を総合的に紹介するための「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングの導入促進及び改善等に関する要請を行うなど、その導入促進及びサービスの多様化に取り組んでいる。また、プロバイダ等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供発信を行う者のモラルを確立するため、広啓発活動を推進している。さらに、平成21年1月に策定された、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムに基づき、同年2月に設立された「安心ネットづくり促進協議会」を中心とする民間団体等の自主的な取組を支援している。また同年8月より、違法有害情報相談センターの設置を支援し、関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

経済産業省では、インターネット上の違法・有害なコンテンツ（性・暴力）に対応したレイティング基準の改訂及びユーザー発信コンテンツ等（CGMサイト）におけるインターネット関係者に望まれる取組に関する検討を支援した。また、セミナー・キャンペーンの開催等を通じ普及啓発を実施している。

警察では、産業界等との連携の在り方について検討を行う総合セキュリティ対策会議を開催しているほか、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ情報等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

また、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上のわいせつ画像等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。

### 3 メディアリテラシーの向上

総務省では、放送分野におけるメディアリテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上に資する教材を「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトを通じて広く公開することにより、メディアリテラシーの普及を図っている。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディアリテラシーの育成に資する教材（「ICTメディアリテラシー育成プログラム」）を開発し、普及を図っている。

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断し、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解することで、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

#### 第2節

#### 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別に つながらない表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念にとらわれのない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を作成・配布し、その普及を図っている。

# 第11章

## 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 第1節

#### 男女平等を推進する教育・学習

##### 1 初等中等教育の充実

学習指導要領にのっとり、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科において、男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、指導している。

また、「食育推進基本計画」を踏まえ、栄養教諭制度の円滑な実施などにより、家庭や地域と連携しつつ学校における食育を推進している。

##### 2 高等教育の充実

文部科学省では、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、引き続き、奨学金事業の充実を図っている。

##### 3 社会教育の推進

文部科学省では、出産・育児後の女性を対象とした再就職等に必要な知識・技能習得の機会提供を行った。また、「人権教育推進のための調査研究事業」では、例えば、交際相手からの暴力の問題について講演会や学習会を開催し、啓発リーフレットを作成・配布すること等により、女性の人権に関する教育啓発活動を行っている事例もある。

##### 4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では、初任者研修や十年経験者研修など各都道府県等が実施する研修において、男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。

さらに、社会教育関係者に対し、男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子

育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

##### 5 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、女性関連施設に関する調査研究、地域活性化に向けた男女共同参画推進など喫緊の課題に関する調査研究、男女共同参画に関する統計の調査研究等を実施している。

また、大学等に設けられた研究機関においては、男女共同参画社会の形成に資する多彩な研究や学生の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供している。

### 第2節

#### 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

##### 1 生涯学習の推進

###### (1) リカレント教育の推進

文部科学省では、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座・履修証明プログラムの実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入体制の整備を図っている。

###### (2) 放送大学の整備等

放送大学では、「21世紀の女性と仕事」などの女性のライフプランニングに役立つ科目を提供するとともに、地域活動や社会貢献活動など様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」の充実を図った。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として着実に発展しており、女性の新たなチャレンジへの支

援においても大きな役割を果たしている。

また、学習歴や生活環境などが多様な者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の配置が進んでおり、平成21年度までに900校が設置されている。

文部科学省では、学校法人や公益法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

### (3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動拠点（居場所）づくりを推進するため、学校施設を、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、屋内水泳プール、屋外水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を支援している。

### (4) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、自立に支援を要する青少年の体験活動、青少年の発達段階に応じた体験活動、関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動など青少年の様々な課題に対応した体験活動を実施した。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」による助成等を通して、青少年の体験活動を推進した。

### (5) 民間教育事業者との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども見学デー」においては、平成21年8月19日、20日を中心に、各参加機関の業務説明や職場見学などを行うとともに、民間教育事業者等の協力を得ながら、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

また、文部科学省では、生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する「全国生涯学習

フェスティバル」を開催しており、平成21年度は、10月30日から11月3日にかけて埼玉県において実施した。この事業は、国民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するため地方自治体や民間教育事業者との連携の下に実施されている。

### (6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、インターネットを活用して自宅や学習施設などにおいて手軽に動画等により学習ができる「エル・ネット」(教育情報通信ネットワーク)を通じて、様々なジャンルの学習コンテンツなどがいつでも視聴できる「オンデマンド配信」及び、地方公共団体や社会教育施設等の研修、会議などへ遠隔地においてリアルタイムで参加できる「ライブ配信」を行い、学習機会の提供の充実に努めている。

### (7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、社会教育施設が拠点となって地域の課題に対応した学習機会を提供する取組を推進するため、公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力の下に地域全体で行う社会教育に関する取組のうち、特に優れたものを重点的に支援し、その普及を図る「社会教育重点推進プログラム事業」を実施した。

### (8) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験の質の確保に向けた、民間事業者等の主体的な取組を支援する方策について検討を行った。また、大学等において、各大学等の判断により、専修学校での学修などの成果を単位として認定することを可能としている。

## 2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

### (1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、多様な選択肢の存在や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持



てるよう、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施した。

## (2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、地方公共団体や社会教育施設、大学、雇用関係機関、関係団体、女性団体等が連携し、就業や起業、社会参加を目指す人を、学習相談から学習機会の提供、学習成果の評価・認証、就業・起業等に至るまで、一貫して支援する実践的な学習支援システムを構築している。

また、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校が教育研究資源や職業教育機能を活用し、産業界や関係団体等と連携することなどにより、新たなチャレンジを目指す社会人（子育て等により就業を中断した女性を含む。）等のニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施することを支援し、学び直しの機会の充実を図っている。

さらに、大学病院における女性医師・看護師に対する臨床現場定着や出産・育児等による離・退職後の復帰支援など、人材育成の取組を支援している。

## (3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、利用者のニーズに応じた研修プログラムの作成を支援するとともに、職員の専門性をいかし男女共同参画や女性教育等に関する積極的な情報提供を行っている。

## (4) 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や配偶者等からの暴力被害者支援に関する研修、女性の科学技術分野への参画支援など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

また、平成20年6月に開設した女性アーカイブセンターでは、男女共同参画に関する理解の促進を図

り、学習・研究支援を行うため、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイブシステム（<http://w-archive.nwec.jp/>）等を通じて提供している。

## 3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別にとらわれることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。

特に、平成22年3月卒の高校新卒者の就職状況（22年1月末現在）については、就職内定率が前年同期を下回り、女子の就職内定率が男子に比べて低いなど、全体的に厳しい状況である。こうした状況を踏まえ、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、また求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

一方、高校生を始めとする若者を取り巻く厳しい就職環境については、学校を卒業しても就職も進学もしない者の増加やフリーター志向の高まり、就職しても早期に離職する者の増加など、若者の勤労観、職業観の希薄化を指摘する声も少なくない。このことから、文部科学省では、児童生徒が勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択・決定し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進に取り組んでいる。平成21年度においては、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発等の調査研究を行う「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」を実施するとともに、小学校の教員を対象としたキャリア教育の指導資料を作成し、全国の教育委員会及び小学校等に配布した。

また、高等学校（特に普通科高校）におけるキャリア教育を充実するための調査研究を行う「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を平成19年度、20年度に引き続き実施している。

また、大学生に対する就職支援として、全国就職

指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や、女子学生の男子学生との機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、すべての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。なお、文部科学省では、上記の取組に加え、平成20年12月、中央教育審議会に対して「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」諮問を行い、①学校から社会・職業への円滑な移行に必要な基礎的・汎用的な能力の明確化と、発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方、②高等学校の学科を超えて多様化する生徒のニーズに応じた職業教育の在り方、③各高等教育機関における職業教育の在り方などについて、検討が行われている。21年7月30日には、同審議会に設置されたキャリア

教育・職業教育特別部会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（審議経過報告）を公表した。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行うことができるような啓発資料を作成し、大学や高等学校を通じて配布することにより、意識啓発を図っている。

総合科学技術会議では、「科学技術関係人材の育成と活用について」（平成16年7月決定、関係府省に意見具申）の中で、人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるように進路指導の充実を図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制を整備することを奨励している。

## 第12章

# 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 第1節

## 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（巻末資料1参照）を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるように努めている。

平成20年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に基づき、21年7月、女子差別撤廃委員会による審議が行われ、同委員会による最終見解（巻末資料2参照）が同年8月に公表された。これを受けて、同年11月に開催された男女共同参画会議において、同最終見解を踏まえた対応について審議され、①民法改正、②女子差別撤廃条約選択議定書の締結、③女性の参画拡大のための暫定的特別措置、④女性に対する暴力の根絶・被害者支援の4項目を重要課題として、関係閣僚間で検討を深めていくこととなった。

### 第2節

## 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 1 「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進

#### (1) 基本的な考え方

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に男性の視点に基づいて形成されていることが多く、様々な面で女性はいまだ脆弱な立場に置かれている。

開発における男女の平等な参加と公平な受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題であるが、開発援助を実施するに当たっても男女共同参画の視点を考慮することが必要である。こうした観点から、我が国は平成17年3月に「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を策定し、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点に基づき、「ジェンダー主流化」（あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段）を推進することとしている。

## (2) 推進のための取組

ODAにおいてジェンダー平等の視点を反映するには、援助対象国における男女共同参画の現状を的確に把握することが重要である。具体的な取組として、援助対象国99公館に配置している「ODAジェンダー担当官」を活用し、平成17年度よりジェンダー平等の視点に配慮した好事例等を集め、その情報を関係者間で共有するようにしている。

ODA実施機関の取組として、JICA（独立行政法人国際協力機構）では、JBIC（国際協力銀行）の海外経済協力業務と外務省の無償資金協力業務の一部を継承したことを踏まえ、ODA事業におけるジェンダー配慮の取組を更に強化し、ジェンダー平等や女性の地位向上を目的とする協力事業を進めている。また、各開発セクター・課題に対する個別の協力事業にジェンダー平等の視点を組み込み、開発効果が男性と女性双方に役立つよう、援助対象グループの中で男女それぞれが抱える問題やニーズの違いなどを把握し、その分析結果を協力事業の計画・実施・評価サイクルに適切に反映する仕組みを整えつつある。さらに、各部署（在外事務所、国内機関を含む。）に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」への働きかけを強化し、開発途上国におけるジェンダー平等や女性の地位向上に貢献する協力事業の実施を促進している。

JICA及びJBICではかねてから、ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助関係者に対する研修等といった取組を行っている。

## (3) 様々な枠組みを活用した援助の実施

我が国は人間の安全保障を推進する国として、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。）、NGO事業補助金、有償資金協力、専門家等の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金やUNDP・日本WID基金（2003年に日・UNDPパートナーシップ基金に統合）等、様々な援

助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（第2-12-1表）。

また、我が国は、「保健と開発に関するイニシアティブ」（平成17～21年度）の下、国連ミレニアム開発目標の達成に貢献すべく、感染症対策、母子保健の向上、保健システムの強化を包括的に実施しており、性と生殖の健康、男女の保健医療サービスへのアクセス格差の解消、女性の能力開発のための支援などジェンダー平等に配慮した取組も行ってきた。特に、インドネシアやパレスチナ等で実施している母子健康手帳の普及を目的とした支援は、当該国の女性のエンパワーメントに貢献してきている。

## 2 国連の諸活動への協力

### (1) 会議・委員会等への協力

2009（平成21）年秋に開催された第64回国連総会第三委員会における「女性の地位向上」に関する議論や安全保障理事会における「女性・平和・安全」に関する議論に、我が国は積極的に参加した。また、2010（平成22）年は、第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから15周年であることから、2009（平成21）年11月、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の主催により、「北京行動綱領の実施に関するハイレベル政府間地域レビュー会合」が開催され、我が国は、アジア太平洋地域における男女共同参画社会の実現に向けた取組の参考となるような取組を紹介した。さらに、2010（平成22）年3月には、国連婦人の地位委員会が「北京+15」記念会合として開催され、我が国からも西村智奈美外務大臣政務官が首席代表として出席し、ステートメントを発表した。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにかかわる討議に積極的に参加し、国際社会の知見を共有するとともに、我が国がODAにおいてジェンダー平等の視点を重視して取り組む姿勢をアピールした。本会合の成果として、①「北京行動綱領」等の再確認、②「北京行動綱領」等実施に向けた更なる行動、③ミレニアム開発目標等の効果的实施、④「北京行動綱領」等と女子差別撤廃条約履行、⑤「北京行動綱領」等実施にむけた国連やNGO等の貢献強化、が盛り込まれた「第4回世界女性会議15周年における宣言」が採択された。

## (2) 国連機関・基金等への協力

に対して、64.9万ドルの拠出を行った。

平成21年度には、国連婦人開発基金（UNIFEM）

また、平成21年度は日・UNDPパートナーシップ

第2-12-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業		概要
無償資金協力		開発途上国が必要とする経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、施設及び役務を調達するために必要な「資金」を贈与する一般のプロジェクト無償資金協力においては、ジェンダー配慮を特に積極的に行った案件を平成20年度に8件実施しており、途上国の農村女性の健康の維持、労働の軽減、地位の向上に貢献している。また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、20年度には、女性のための教育支援、女性の自立支援などを目的とする168件の事業が実施されている。なお、日本NGO連携無償資金協力においては、すべての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮の有無につきチェックすることになっており、21年度は81件の事業が実施された。
NGO事業補助金		NGOとの連携強化の観点から平成元年度に設けられた。案件の審査に際しては、ジェンダー配慮の有無を確認しており、平成21年度は、自立支援研修等の分野において11件の実績がある。
有償資金協力		有償資金協力の実施に当たっては、すべての案件において「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」等に基づいて、案件の実施によって女性が負の影響を受けることがないことを確認している。また、女性の事業への主体的な参加の促進や、事業による便益の男女双方に公平な分配に配慮している。ジェンダー配慮を特に積極的に行った案件を平成20年度に6件（交換公文ベース）実施している。
技術協力		平成20年度、独立行政法人国際協力機構（JICA）はジェンダー配慮を特に積極的に行った案件として、以下の技術協力を実施した。
①	技術協力プロジェクト	研修員受入れ／専門家派遣／機材供与など、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力であり、平成20年度は145件実施した。
②	研修事業	集団研修、国別研修、第三国研修、青年招へい及び現地国内研修など国別研修を含めた合計11,606名（案件単位で集計）に対する研修を実施した。
③	開発調査	平成20年度に行った特に積極的にジェンダーに配慮した開発調査は10件であった。
④	青年海外協力隊の派遣	原則として20歳から39歳までの実践的な技術、技能を持つ青年男女を、開発途上国からの要請に基づいて途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自らの技術を役立て、移転する援助形態。平成20年度には、計749名の青年海外協力隊員が家政、手工芸、看護師、助産師等のGADイニシアティブとかかわりの深い分野で活躍している。
⑤	個別専門家の派遣	専門家派遣事業は、単発で派遣される「個別専門家」と、上述の技術協力プロジェクトの一環として派遣される専門家の二つに分けることができる。個別専門家としては、平成20年度には、女性課題省支援に関してアフガニスタン、農業政策アドバイザー（農村女性組織支援）としてグアテマラ等に合計13名派遣された。
研修の 詳細	男女共同参画推進 セミナーⅢ	平成9年度から途上国の国内本部機構の担当官を対象として、各国の国内本部機構の機能強化を図ることを通じ、途上国の女性の地位向上に貢献することを目的として、内閣府の協力の下、実施している。21年度は、7か国11名の参加を得た。同研修員は、我が国の政府や地方自治体等における男女共同参画社会形成に関する施策等についての講義を受けるとともに、自国の国内本部機構を中心とした男女共同参画の取組等について活発な情報・意見交換を行った。また、それらを踏まえ、帰国後の「ジェンダー平等」推進に係る行動計画を作成した。
	「ジェンダー主流化」政策のための 行政官セミナー	女性の地位向上のための施策の企画・立案等に携わっている開発途上国の女性行政官を対象に、開発途上国での女性問題を解決するために、教育・労働・福祉など様々な分野を関連させながら女性問題を取り扱うことができるような行政組織を整備し、総合的な観点から女性のための施策を展開できる人材育成を目的として実施されている。そのため、我が国の教育、労働、環境、保健等の分野で、国や地方自治体の取組について紹介するとともに、NGO等関係機関との意見交換の場を設定している。平成20年度には15名が参加した。
農村女性の 能力開発 支援	農村女性による起業活動支援	アジア諸国における農村の活動を支援するため、農民組織等で中核となっている女性リーダーを対象に、国際協同組合同盟が実施する農村起業の経験・事例研究、小規模起業計画作成等の研修に対して拠出している。

基金に203万ドルの拠出を行った。これまでに62か国、84件のプロジェクトに対し、総額2,027万ドルの支援を行っている。さらに、我が国は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地において教師教育や識字教育など途上国における人材育成事業に協力しているほか、財団法人ユネスコ・アジア文化センター及び社団法人日本ユネスコ協会連盟においても、成人非識字者の約3分の2を占めるアジア・太平洋地域の女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

これらに加え、国連に設置した人間の安全保障基金を通じ、特にジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトをこれまで37か国において35件、計約5,426万ドルの支援をしている。

### 3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性及び紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、人間一人ひとりに着目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障の視点から、女性に対する支援を行っている。例えば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対して積極的に協力しているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連婦人開発基金（UNIFEM）がアフガニスタンにおいて実施する国内避難民及び難民女性の社会参加を推進するプロジェクト等を支援してきた。

### 4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国では、近年、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加が漸次増加しており、2009（平成21）年秋の第64回国連総会第三委員会においても、民間女性の篠原梓氏（日本政府代表顧問）を政府代表団の一員として派遣した。我が国が締結している女子差別撤廃条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会では、我が国出身者（林陽子氏）が委員を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連を含む国際機関における日本人の女性職員数（専門職以上）は、1975（昭和50）年の19人から

2009（平成21）年には447人と大幅に増加している。

## 5 あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

### (1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省では、平成7年度よりアラブ諸国との女性交流プログラムを実施しており、21年度は、我が国から看護分野でリーダーとして活躍してきた女性からなる代表団がヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区を訪問し、関係者と意見交換を行った。

また、特定非営利活動法人女性人権機構との共催により、ASEAN+3諸国から女性支援の専門家を紹介し、東京で「第二回女性と貧困撲滅に関するASEAN+3人間の安全保障シンポジウム」（平成21年11月）を開催した。

内閣府では、2010年APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合が9月に日本で開催されることから、そのキックオフセミナー「経済活動における女性リーダーと国際的ネットワークの役割」（2010（平成22）年3月）を東京で開催した。

また、2009（平成21）年6月、韓国において「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「経済危機と女性」を優先テーマとして議論が行われた。「東アジア男女共同参画担当大臣会合」は、2006（平成18）年に我が国が主導し、議長国を務めた、東アジア地域における初の男女共同参画担当大臣会合である。分科会では、我が国から「女性に対する暴力」の現状及び取組等について説明を行った。議論の結果も踏まえ、東アジアの男女共同参画に関する課題についての認識と各国がとるべき行動等の内容とする「ソウル閣僚共同コミュニケ」が採択された。

ASEAN（東南アジア諸国連合）では、2009（平成21）年11月、ブルネイ・ダルサラームで第1回女性に関するASEAN+3委員会（ACW+3）会合が開催された。「人権に基づいたアプローチによる貧困の女性化の軽減」をテーマに議論が行われ、我が国からも「女性の生活困難」について説明を行った。

### (2) 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

独立行政法人国立女性教育会館では、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の

人材育成を目指してアジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナーを実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国両性平等教育振興院、韓国女性政策研究院との交流を深めるとともに、新たにフィリピン大学や延辺大学(中国)とも協定を締結した。平成21年10月には、女性に対する暴力の撲滅をテーマとした「平成21年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」を開催し、フィリピン大学女性学研究中心長による基調講演を行うなど交流を深めた。

### (3) 経済分野における国際協力

APEC(アジア太平洋経済協力)においては、2002(平成14)年に行われた第2回APEC女性問題担当大臣会合での合意に基づき設置されたAPEC男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)の第7回会合が2009(平成21)年8月にシンガポールで開催された。この会合に関連し、ジェンダー分析の活用促進のためのワークショップが実施された。なお、本年2010年は我が国が議長を務める。

## 第13章

# 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

### 第1節 科学技術

平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」では、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、研究と出産・育児等の両立に配慮した措置を拡充することや、各機関や専攻等の組織ごとに、女性研究者の採用の数値目標(自然科学系全体としては25%)を設定し、その目標達成に向けて努力するとともに達成状況を公開するなど、女性研究者の積極的採用を進めるための取組を期待していることなどが盛り込まれており、21年度には、女性研究者採用目標の達成状況などについてフォローアップを実施した。

これを受けて、文部科学省では、総合科学技術会議の方針の下、科学技術振興調整費により、平成18年度から、女性研究者が研究と出産・育児との両立に関する優れた取組を行う機関を支援する「女性研究者支援モデル育成」を実施しており、21年度には12件を新規採択した。また、21年度からは、特に女性研究者の採用割合等の低い分野である、理学系・工学系・農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速する「女性研究者養成システム改革加速」を開始し、5件を新規採択した。また、同会議では、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた

制度改革について」(平成18年12月総合科学技術会議決定・関係府省に意見具申)を策定し、育児をしながら女性も十分に研究活動ができ、出産・育児に伴う研究活動の中断を研究者としてのキャリアのマイナスとさせないため、「有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和」や「育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充(在宅勤務制度の追加)」などの制度改革を提言した。

また、平成15年度より、科学研究費補助金においては、育児休業に伴い研究を中断する女性研究者等を支援するため、中断の後の研究の再開を可能としている。さらに、21年度より、応募に際しての出産・育児等を考慮して、「若手研究(A)・(B)」の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和している。また、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業においても、18年度から、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給を実施している。

また、総合科学技術会議では、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日総合科学技術会議決定)を策定し、女性研究者の活躍を拡大する環境整備のため、「出産・育児期間を考慮した応募資格の年齢制限の緩和」や「出産・育児休業から復帰しやすくするための年複数回応募等多様な支援措置の拡充」及び「革新的技術戦略」(平成20

年5月19日総合科学技術会議決定)を策定し、「女性研究者の活躍拡大に向けた支援を充実」などを提言した。

独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業においては、出産・育児等に当たって研究者が、研究の中断・延長をすることを可能としているほか、研究に参加する研究員がライフイベントから復帰する際に支援をする制度によって、支援を行った。

また、科学技術分野への興味・関心を喚起するため、女子中高生に対し、女性研究者との交流機会の提供や実験教室、出前授業等を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施した。

文部科学省では、社会教育関係者等に向けた取組のモデルプログラム事例集を作成し、地域の男女共同参画センター等を対象とした指導者研究会を開催した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施している。

## 第2節 防災（災害復興を含む）

平成17年7月に中央防災会議が「防災基本計画」を修正した際に規定された男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項、20年2月に同

基本計画を修正した際に規定された男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について、地方公共団体に対して地域防災計画への規定を要請するなど、その推進を図っている。

## 第3節

### 地域おこし、まちづくり、観光

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を実施している。

## 第4節

### 環境

環境省では、自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、こどもエコクラブ事業の実施、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・特定非営利活動法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや各地方ブロック毎に設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営、地球環境基金による助成や、自然と触れ合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。